

食事療養について

- 朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時に提供しています。
- 食事は医療の一環として提供されるべきものとされており、患者さんの病状に応じ必要な栄養量を提供しています。
- 病状等により特別食を必要とする患者さんには、医師の発行する食事せんに基づき適切な特別食を提供しています。
- 食事療養の内容について、会議で検討を加えています。
- 医師、管理栄養士による検食を毎食行っています。
- 保温・保冷配膳車を用いて、適温の食事を提供しています。
- 病状等により特別食を必要とする患者さんには、医師の発行する食事せんに基づき適切な特別食を提供しています。
- **5階病棟、6階病棟、7階病棟、8階病棟の各デイルーム（食堂）をご利用ください。**

（食事にかかる費用）

年齢	70歳未満の方	70歳以上の方	負担額（1食あたり）
所得区分	一般	一般	360円※1
	住民税非課税	低所得Ⅱ※2	210円※3
		低所得Ⅰ※4	100円

※1： 指定難病の治療で入院している方は260円

※2： 世帯全員が住民税非課税であって、低所得Ⅰ以外の方

※3： 過去1年間の入院期間が90日超えの方は160円

※4： 世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が経費・控除を差し引くと0円になる方、または老齢福祉年金を受給されている方